39. 施設台帳等作成の手引き

「施設台帳等作成の手引き」

1. 目的

本手引きは、兵庫県県土整備部が管理する施設の維持管理において必要となる施設台帳等(施設台帳・点検台帳・法定台帳)を継続的に作成、更新及び「社会基盤施設総合管理システム(以下、「総合管理システム」という)」へ登録するため、施設台帳等の作成方法や発注者への納品方法について受注者向けに解説し、施設台帳等の作成・登録の推進を目的とする。

2. 適用範囲

本手引きは、「施設台帳等チェックリスト」および「施設台帳等(施設台帳、点検台帳、法 定台帳)」の作成に適用する。なお、施設台帳等の作成は、土木工事共通仕様書、設計業務等 共通仕様書、および特記仕様書に規定している。

なお、施設台帳等の作成が必要な施設、作成方法、発注者への納品方法は、以下の URL を参照すること。

「施設台帳等作成の手引き」の参照先

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/shisetsudaicho.html

(検索エンジンにおいて、「兵庫県 施設台帳」で検索)